

移送サービスご利用のしおり

このたび、宇治田原町社会福祉協議会では、宇治田原町福祉有償運送運営協議会の儀をうけ平成18年5月より国土交通省 京都運輸支局の指導の下で道路運送法第79条許可車両による、「より安全・安心」な移送サービスを提供することとなりました。

今後、利用者の方々におかれましては、下記の事項を遵守していただき安全運行に、ご協力をお願いいたします。

記

- 1、利用につきましては、週 1 回としております。また車両台数の都合等によりお引き受けできない場合があります。
- 2、申し込みは、利用の1ヶ月前～3日前までにその都度、社会福祉協議会へ電話で予約してください。
- 3、利用料（町内片道 250 円 町外片道 500 円）が必要となりますので、あらかじめ社会福祉協議会事務局で利用券綴り（1冊 5,000 円分）を購入願います。
- 4、利用時間は、平日の9時～5時です。（時間外は利用できません）
- 5、運転ボランティアは、送迎のみ行いますので病院内介助等はできません。
また入退院にかかわる送迎はリスクが大きいためお引受けできません。
- 6、行き先が複数に渡る場合は、必ず申し込み時にお伝えください。
（運行ルートを外れると事故等の補償ができなくなる可能性があります。）
- 7、その他、安全運行上問題がある場合や旅客自動車に係る法令（運輸規則13）に抵触する行為があった場合は運行を、中止する場合があります。

皆様方のご理解とご協力をお願いいたします。

<近京福第37号>
社会福祉法人
宇治田原町社会福祉協議会
電話 88-3294

宇治田原町社会福祉協議会の 移送サービスって？

どんな人が
利用できるの？

◆宇治田原町在住で、公共交通機関を利用困難な
高齢者や障害者で宇治田原町役場（介護医療課）
へ申請書を提出し、利用決定された方が対象とな
ります

◇3日前までに予約が必要、週1回上限の利用となります
◇入退院にかかわる送迎はお引受けできません

運行範囲は？

◆宇治田原町内
◆井手町 ◆京田辺市
◆城陽市 ◆宇治市
◆久御山町 の範囲です

運行時間は？

平日午前9時～午後5時迄です

どこまで

送ってもらえ
るの？

利用料は

いくらなの？

利用料は？

◆町内片道250円

◆町外片道500円 です

◇事前に利用券（5,000円分）を
社会福祉協議会事務局でご購入ください

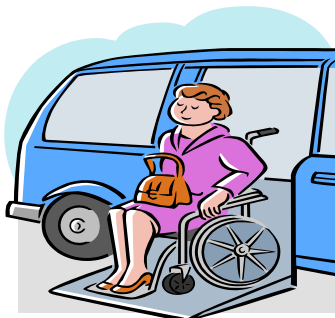
◆社会福祉協議会に登録されている

運転ボランティア（運転協力者）が送迎します

◆運転ボランティアは2種免許保持者か、
国土交通省指定の運転講習会を受講した
ものでないことができません

誰が送って

くれるの??



～お問い合わせはこちらまで～

社会福祉法人 宇治田原町社会福祉協議会

電話 0774-88-3294